

平成 27 年 6 月 24 日（水）に開催した平成 27 年度第 2 回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は、次のとおりである。

1 議案

(1) 平成 26 年度 事業報告及び決算報告（財務諸表等）について

ア 趣旨

事務局から、現中期計画の達成に向けて、その最終前年度である平成 26 年度において、重点的に実施した教育の充実、学生支援の充実、研究の推進、地域貢献及び国際交流の推進等の事業内容、並びに平成 26 年度の決算及び財務諸表について、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・損益計算書において、今回はじめて当期純利益がマイナスとなった要因は何か。
- ・地方独立行政法人会計の特殊性に要因がある。最終的には、当期総利益はプラスとなっている。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(2) 平成 26 年度 実績報告について

ア 趣旨

事務局から、地方独立行政法人法第 28 条第 1 項の規定に基づき静岡県公立大学法人評価委員会へ提出する平成 26 年度の実績報告について、教育内容の充実、学生支援の充実、研究の推進、地域貢献及び国際交流の推進等の重点的に実施した実績内容及びその自己評価について、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・年度実績報告書からは、いろいろなことに取り組んでよくやっていると分かるが、近隣の他大学でも、産学で新しいテーマに取り組み地域に存在感を示している。本学もこうした動きに乗り遅れないようにしてもらいたい。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(3) 公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程及び教員給与規程の一部改正について

(4) 公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程の一部改正について

ア 趣旨

事務局から、静岡県の給与制度の総合的見直し等を勘案して、本学の職員及び教員の給与制度の見直しを行うとともに、これに伴う退職手当の支給水準の低下に対応するため、関係規程において所要の改正を行うことについて、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(5) 静岡文化芸術大学授業料等の減免に関する規程の一部改正について

ア 趣旨

事務局から、現行規程の授業料減免の対象となる学業要件は、学生個々の履修登録数により要件算定の母数変動するため、これをより明確にするため所要の改正を行うことについて、その承認を求める。あわせて、減免対象の拡充を図るため、年度途中における急変的事情により経済的に問題が生じた学生も対象とするよう、細則の一部を改正することが補足された。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

2 報告事項

(1) 平成 27 年度 防災訓練の実施結果について

事務局から、平成 27 年 6 月 10 日に実施した防災訓練について、避難先を予告せず、かつ一部通行不能箇所を設けて行った避難訓練、また安否確認システムによる送受信訓練等の実施結果及び今後の課題について、報告がされた。また、今年度は、県を参考に避難所運営ゲームを実施する予定であることが、補足された。

(2) 平成 27 年度前期公開講座の開催について

事務局から、本学の初代デザイン学部長榮久庵憲司氏を追悼し、平成 27 年度前期公開講座「榮久庵憲司とデザインの世界」を全 3 回の日程で開催することが、報告された。

以上により議事を終了